

○京極町教育支援委員会規約

令和2年1月31日

教委規約第1号

京極町教育支援委員会規約（平成27年教委規約第1号）の全部を改正する。

（設置の目的）

第1条 京極町に居住する心身に障がいのある又はその疑いのある幼児及び児童生徒について、早期からの教育相談や支援を進め、就学時には適正な「学びの場」の判断を行うとともに、就学後においてもその後の一貫した支援の充実について、助言、体制整備等の役割を担うことを目的とする。

（構成）

第2条 委員は、次の者をもって構成する。

（1） 1号委員

ア 各学校長 2名

イ 認定こども園長 1名

（2） 2号委員

ア 小学校、中学校の特別支援教育コーディネーター 若干名

イ 認定こども園保育係長 1名

ウ 健康推進課保健師 1名

エ 通学区域内道立特別支援学校のコーディネーター 1名

オ 療育機関の心理士等 1名

（3） 2号委員は専門家チームを兼務する。

（業務）

第3条 委員会は、次にあげる業務を所掌する。

- （1） 特別な支援を要する幼児児童生徒の特性の把握及び支援状況の確認・助言に関すること
- （2） 幼児児童生徒に対する支援体制の在り方に関すること
- （3） 特別支援教育に関する理解・啓発活動に関すること
- （4） 幼児児童生徒の就学又は就学の猶予若しくは免除の措置に関すること
- （5） 関係機関が連携した教育相談の実施及び個別の教育支援計画の作成に関すること
- （6） 児童生徒の就学・学籍変更に関すること
- （7） 施設・設備や教材・教具の整備・設置状況など、環境に関すること

(委員の委嘱)

第4条 委員は、京極町教育委員会教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日より当該年度の3月末日までとし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(禁止事項)

第6条 委員は、委員として職務上知り得た個人的情報を公表してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。ただし、町又は委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(役員)

第7条 委員会に、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員会において委員の中から互選する。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故有るときは、その職務を代理する。

(後志中地区就学支援委員会検査担当者)

第8条 後志中地区就学支援委員会検査担当者は、就学支援委員の中から特別支援コーディネーター若干名を選任する。

(諸検査の実施)

第9条 就学児のスクリーニング検査等の担当者は、2号委員及び町内の教職員等の中から会長が委嘱する。

2 知能吟味検査等その他の検査については、2号委員が行う。なお、検査の実施にあたっては、あらかじめ当該幼児児童生徒の保護者の同意を得ることとする。

3 健康診断は、学校医及び学校歯科医が行う。

(会議)

第10条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は教育長が招集する。

2 委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第11条 京極町教育支援委員会の事務局は、京極町教育委員会学務課に置く。

(事務局の業務)

第12条 事務局は、会長の指示に従い、次の業務を処理する。

- (1) 委員会の開催に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(その他)

第13条 この事項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月1日から施行する。